科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書

平成24年6月11日現在

機関番号: 12601 研究種目:若手研究(B) 研究期間:2009~2011 課題番号:21730073

研究課題名(和文)訴訟上の和解の現代的機能と法的規律

研究課題名(英文)Contemporary Functions of Compromise in Court and Its Legal Regulation

研究代表者

垣内 秀介(KAKIUCHI SHUSUKE)

東京大学・大学院法学政治学研究科・准教授

研究者番号:10282534

研究成果の概要(和文):本研究においては、主としてドイツ法及びフランス法を素材とする比較研究及び歴史研究を通じて、日本における訴訟上の和解をめぐる現在の問題状況を明らかにするとともに、訴訟上の和解の法的性質論及び効力論における当事者の意思の位置付けや和解における裁判官の関与の意義という点に重点を置きつつ、今後の解釈論及び立法論のための理論的視座を構築した。

研究成果の概要(英文): Through a comparative study mainly on German and French law concerning settlement in— and outside the court and focusing particularly on the significance of parties intention and the role of judges in the context of the discussion regarding the legal nature and effects of settlement in court, this research extracted certain theoretical viewpoints for the future practice and legislation on the settlement.

交付決定額

(金額単位:円)

			(35 H)(1 125 • 1 4)
	直接経費	間接経費	合 計
2009 年度	1, 400, 000	420, 000	1, 820, 000
2010 年度	1, 000, 000	300, 000	1, 300, 000
2011 年度	900, 000	270, 000	1, 170, 000
年度			
年度			
総計	3, 300, 000	990, 000	4, 290, 000

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:法学・民事法学

キーワード:民事訴訟法、訴訟上の和解、裁判外の和解、ADR

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究開始当初の背景としては、第一に、 訴訟上の和解をめぐる従来の理論的検討が なお不十分であったことが挙げられる。

現代の日本の民事訴訟において、訴訟上の和解の制度が重要な役割を果たしていることは、周知の通りである。こうした訴訟上の和解制度の役割は、行政による事前的規制から司法による事後的規制への転換という近時の流れの中で司法の役割が増大するとともに、今後ますます重要なものとなることが

予想される。

それにもかかわらず、従来、訴訟上の和解をめぐる種々の解釈論上の問題点については、議論自体は古くから活発に存在するにもかかわらず(わが国における古典的研究として、石川明『訴訟上の和解の研究』(1966)などがある)、必ずしも十分な理論的解明が図られてきたとは言い難かった。その一例としては、訴訟上の和解の効力をめぐる問題を挙げることができる。訴訟上の和解の効力に関しては、すでに大正 15 年の民事訴訟法改

正以来文言上は明確な規定(旧 203 条、現行 267 条)が存在しているにもかかわらず、それが既判力を含むのか、含むとすればそこでの既判力が何を意味するのか、といった点をめぐって学説はなお一致しておらず、また、この点に関する判例理論も、必ずしも解に関する各種の瑕疵がどのようにその実体法上の効力に影響を及ぼすのか、訴訟上の和解が第三者に対してどのような効力を有するか、あるいは、訴訟上の和解における互譲要件の意義、といった基本的な問題ついてよい。

従来の学説上の議論がこうした問題の理 論的解明に必ずしも成功してこなかった原 因としては、従来の学説が、ともすれば、訴 訟上の和解の法的性質論といった伝統的な 議論の枠組みを所与のものとして検討を行 うか、あるいは、そうした伝統的考察方法に 反発するあまり、問題を具体的事案における 利益衡量の問題に還元し、それを超えた理論 枠組の構築に対して消極的な態度をとるか、 の両極端に向かう傾向があった点を指摘す ることができる。しかし、訴訟上の和解をめ ぐる上記のような諸問題の背景には、和解の 果たすべき機能についての立場の相違、和解 の形成過程における裁判所の関与がもつ意 義についての評価の違いなどのほか、既判力 や訴えの利益といった民事訴訟法理論上の 基本的な問題、さらに、実体法上の和解契約 の規律をめぐる理解の相違が存在する。した がって、あるべき解釈理論を提示するにあた っては、こうした基礎的な問題をより自覚的 に検討の対象とすることが不可欠だといえ る。訴訟上の和解が現に多くの訴訟当事者に よって利用され、今後も利用されることが予 想されることに鑑みれば、こうした作業は急 務であると考えられた。

(2) 以上に加えて、本研究開始当初の背景として第二に指摘すべき点として、日本における訴訟上の和解をめぐる環境が、近時急速に変化しつつあったことが挙げられる。

訴訟上の和解は、判決手続という最もフォーマルな民事紛争処理手続の中において、裁判所の関与の下で裁判によらないで事件を処理する制度であり、その性格上、訴訟制度とその他の裁判外紛争処理制度(ADR)との接点に位置する制度といえる。したがるをしてであり方と関係するとと関係するとと関係することになる。そして、のあり方と関係することになる。そして、のの大と関係することになる。そして、のあり方と関係することになる。そして、の双方について、近年注目すべき動きに、1996年の民訴法改正を経て、2003年の裁判迅速化

法、同年の民訴法改正による計画審理の導入など、実体法に基づいた事件の迅速かつ効効率 同様の見地から、裁判官主導型の事件処理の必要性も指摘されつつあった。他方で、ADRに関しては、2001年の司法制度改革 高差 見書の提言以来、2004年にいわゆる ADRに関しては、2001年の司法制度改革 る ADRに関しては、2001年の司法制度改革 る ADRに関しては、2001年の司法制度改革 る ADRに関しては、2001年の司法制度の本の表が制定されるなど、その利用促進のの本制が急速に整備されつの和解の運用における和解的解決が他のADRとの関係における和解的解決が他のADRとの場合にでが表別所の果たす役割や、訴訟手続呼における和解的解決が他のADRとの関係における和解的解決が他のADRとのようと表が表が表別を踏まれ、そうした環境の変化を踏まえた理論的基盤の整備が急務であると考えられた。

2. 研究の目的

1で述べたような背景を踏まえ、本研究は、 ①比較法研究及び歴史研究の知見を用いることによって訴訟上の和解制度が現在の日本において置かれている問題状況を明らかにし、②そうした現状を踏まえてあるべき解釈理論を提示することによって、③訴訟上の和解制度をめぐる今後の解釈・運用のための理論的基盤を構築することを目的とした。

3. 研究の方法

2で述べた本研究の目的を達成するためには、比較法及び歴史研究の手法を用いることにより、諸外国においていかなる制度的前提の下でいかなる法的規律が採用され、いかなる形で制度が機能しているのかを分析することが有効であると考えられた。

具体的には、日本の訴訟上の和解制度の成立に決定的な影響を与えたのはドイツと法であることから、ドイツにおける同制度の解発と現状を分析することは、日本法上の解釈理論の構築にとって不可欠である。しかしる実施の構築にとって不可欠である。しかしる実施との規律や周辺環境に相違が存在するだけであり、梅謙次郎を通じて日本たフとからすれば、ドイツ法を検討するだけで実った。 法上の和解契約に大きな影響を与えたフレス法や、大陸法とは訴訟手続の構造や高フトンス法や、大陸法とは訴訟手続の構造やでと表している。 議論や運用状況を検討することが不可欠となる。

こうした検討により、一方で、既判力や訴えの利益といった民事訴訟法の一般理論上の基本問題や和解契約をめぐる実体法上の規律を視野に入れながら、現代の日本において和解の果たすべき機能、和解の形成過程における裁判所の関与がもつ意義を明らかにし、訴訟上の和解の概念、要件、効果等をめぐる新たな理論的基盤を構築することが期待できるものと考えられた。

4. 研究成果

- (1) 上記のように、本研究においては、訴訟上の和解という実務的にも重要な意味を持つ制度について、上記のような歴史的・比較法的検討を通じて、個別問題に対する対症療法的な対応にとどまらない射程の広い理論的基盤を構築することによって、和解いて、動力など、問題となる各局面について、解釈論・運用論にあたっての一貫した指針についても一定の見通しを示すことを試みた。その中で、具体的な成果として挙げられるのは、以下の各点である。
- (2) まず、訴訟上の和解の法的性質論との関係における成果として、以下の各点を挙げることができる。
- ① 訴訟上の和解の法的性質論に関する従来の議論の対立点が、訴訟上の和解に実体法上の和解とは異なる訴訟行為の存在を見見すかどうか、また、そうした訴訟行為の初にとして想定し得る実体法上のが、その前提として想定し得る実体法上とを認めるかどうか、という点にあることを確のし、これらの観点からは、合意とは外のととがあるかにした選択に伴うの現在の通知であるかにしたといるでは、ドイツの現在の通知である枠組みとして、ドイツの現在の通知である枠組みとして、ドイツの現である時間である枠組みとして、ドイツの現である時間である枠組みとして、ドイツの現在の通知である枠組みとして、ドイツの現在の通知である枠組みとして、ドイツの現在の通知である枠組みとして、ドイツの現在の多数説である時間を引きるに積極的な意義を見出し得ることを明らいにした。

この点に関する成果の一端は、後掲論文① において公表した。

② 当事者の意思に基づく効果の選択という①で得た視点を徹底すれば、和解をめそるありまするというモデルが超定しよってそるというであるが、当事者の関心が通常は解決であるが、当事者の関心が通常は解決であるが、当事者の意思に委ねると、デルを行ったともができません。として具体的に想定したという形で当事者の意思を尊重するとという形で当事者の意思を尊重いえるという形で当事者の意思を尊重いえるという形で当事者の意思を尊重いえるとという形で当事者の意思を尊重いえるとという形で当事者の意思を尊重いえるとという形で当事者の意思を尊重いた。という形で当りという形であるというが、より実践的であるという形で当まるの方が、より実践があるという形で当まる。

後掲論文②は、この点に関する成果を含む ものである。

③ 裁判上の和解と裁判外の和解の区別に 関し、両者を峻別するドイツ法と、両者を峻 別せず、かえって、民法上の和解契約にも訴 訟終了効類似の効果を承認し、またその要素 として訴権の処分を見出す有力学説が存在 するフランス法との比較を通じて、和解の訴訟終了効をどのように位置づけるか、という 視点から、従来の日本の議論を検討し直す余 地があるとの示唆を得ることができた。

後掲論文①は、この点に関する成果を含む ものである。

④ 近時の日本の判例は、一方で、裁判外 の和解の合意内容の中に訴えまたは上訴取 下げの合意を読み込むことによって、訴えま たは上訴の利益という中間概念を介してで はあるが、民法上の和解契約にも訴訟終了効 類似の効果を承認するフランス法と類似の 帰結を志向するものと一見評価できること、 他方で、判例は、裁判外の和解の場合には、 別段の合意の存在によって異なる取扱いを する可能性を示唆しているが、これは、本案 判決を受ける可能性に関して、実体法上の和 解契約とは相対的に独自の訴訟法上の合意 を認めることを意味し、その点ではドイツ法 の発想に近い立場であること、また、この立 場は、実質的には、いわゆる訴訟契約説に親 和的であることを明らかにした。

後掲論文⑤は、この点に関する成果を含む ものである。

- (3) 次に、訴訟上の和解の効力論との関係における成果としては、以下の各点を挙げることができる。
- ① 現行日本法において効力の発生が和解の調書記載を要件としていることの意義について検討し、明治 23 年民訴法やその母法となったドイツ法の規定振りからすれば、調書記載は主として執行力を念頭に置いた規律であると理解され、したがって、理論的には、訴訟終了効に関しては別異に解する余地においても、ドイツにおいても、訴訟とすると、ドイツにおいても、訴訟といる関連によって直ちに発生するとの見解が、かつての多数説であったが、近年においては、調書記載によって初めて訴訟終いては、調書記載によって初めて訴訟終いては、調書記載によって初めて訴訟終いては、調書記載によって初めて訴訟終いては、調書記載によって初めて訴訟終いては、調書記載によって初めて訴訟終いると乗する見解が多数を占めているとかられることを明らかにした。

後掲論文③は、この点に関する成果を含む ものである。

② 訴訟上の和解の効力に関し、現在日本において多数説を占めているとみられる制限的既判力説と有力説たる既判力否定説との対立軸は、和解後に和解当事者の地位を何らかの形で承継した者に対する和解の効力の問題に見出すことができること、この問題に見出すことができること、この問題に見出する拡張の意義・根拠の債権等しば、判決における拡張の意義・根拠の「既判力を論じる際の根本問題として、当事者の最に基礎をおきつつ、制限的ではなく完全に関力を認める余地があることを、明らかに題を再検討する必要があることを、明らかに

することができた。

この点に関する成果は、後掲論文①において公表した。

③ 法的性質論に関しても指摘した当事者意思との関係が、訴訟上の和解の効力の解明においても一つの軸をなすが、問題の解決に当たっては、既判力、執行力といった制度の実質的な正当化根拠一般についての再検討を要するとともに、とりわけ既判力の理解に関するドイツ法とフランス法の差異が、この点についての興味深い示唆を含むものであることを、明らかにすることができた。

後掲論文③は、この点に関する成果をも含むものであるが、この点のさらなる具体的な展開は、なお今後の研究に委ねられている。

(4) 以上に加えて、和解による解決の手続が訴訟手続に組み込まれていることの意義、とりわけ、判決裁判官が和解勧試を担うことの主要な意義として、和解による解決の内容的正当性の確保及び手続経済の2点を挙げることが可能であること、この点に関する状況は、日本法とドイツ法において類似するが、フランス法においては必ずしも共有されていないことを確認することができた。

後掲論文③、④及び後掲学会発表①は、こ の点に関する成果を含むものである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計5件)

- ① <u>垣内秀介</u>、和解、長谷部由起子=山本弘 =笠井正俊編・基礎演習民事訴訟法、査 読無、2010、195-209
- ② <u>垣内秀介</u>、調停者の資質をめぐる議論の 意義と諸相、仲裁とADR、査読無、5号、 2010、128-136
- ③ <u>KAKIUCHI SHUSUKE</u>, Erkenntnisverfahren, Vollstreckung, einstweiliger Rechtsschutz, in: Harald BAUM / Moritz BÄLZ (Hrsg.), *Handbuch Japanisches Handels*und Wirtschaftsrecht, 査読無、2011、 1287-1369
- ④ <u>垣内秀介</u>、ロイク・カディエ「『訴訟の一般理論』のために」、日仏法学、査読無、26号、2011、101-126
- ⑤ <u>垣内秀介</u>、特別抗告審係属中における裁 判外の和解と抗告の適法性、私法判例リ マークス、査読無、44号、2012、126-129

〔学会発表〕(計1件)

① <u>KAKIUCHI SHUSUKE</u>, Quelques remarques sur la médiation judiciaire au Japon,

Premières assises internationales de la médiation judiciaire, 2009 年 10 月 16 日, リュクサンブール宮殿(フランス・パリ)

- 6. 研究組織
- (1)研究代表者

垣内 秀介 (KAKIUCHI SHUSUKE) 東京大学・大学院法学政治学研究科・准教 授

研究者番号:10282534

- (2)研究分担者 なし
- (3)連携研究者 なし